

事業復活支援金等の活用について

国では、令和4年1月31日（月曜）から、事業復活支援金の募集を開始しています。

この支援金は、新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金を支給するもので、業種や所在地を問わず給付対象となりますので、ぜひご活用ください。

また、売上減少率が本支援金の対象にならない場合でも、第3弾えひめ版応援金（県単独事業）の対象となることがありますので、事業の継続にご活用ください。

詳細は、それぞれのホームページをご確認ください。

○事業復活支援金 <https://jigyoun-fukkatsu.go.jp/>

○第3弾えひめ版応援金 <https://ehime-ouenkin.com/>

事業復活支援金と第3弾えひめ版応援金の概要

	事業復活支援金	第3弾えひめ版応援金（県単独）	
対象者	新型コロナの感染拡大や長期化に伴う需要の減少、供給の制約などにより大きな影響を受けた中小事業者等（業種・地域を問わない）	新型コロナの感染拡大に伴い、厳しい経営環境に置かれている県内中小事業者等（業種・地域を問わない） ※時短協力金、事業復活支援金の受給者等を除く	
支給要件	R3年11月～R4年3月のうち、任意の月の売上が、H30年11月～令和3年3月の任意の同じ月の売上と比較して△30%以上減少した中小事業者等 ※売上△30%以上の算定方法 R3.11～R4.3に時短協力金が支給された場合は、その協力金を売上に加算して算定	R3年10～12月のうち、任意の月の売上が前（前々）年同月比で△30%以上減少又は任意の連続2か月の売上が前（前々）年同期比で△15%以上減少した中小事業者等	
支給額	売上減少率	事業復活支援金 ※金額は、支給上限額	第3弾えひめ版応援金
	0～15%	—	—
	15～30%	—	連続2か月 中小事業者等：10万円 個人事業主：5万円
	30～50%	中小事業者等：60～150万円 個人事業主：30万円	単月 中小事業者等：10万円 個人事業主：5万円
	50%～	中小事業者等：100～250万円 個人事業主：50万円	
申請期間	1月31日（月）～5月31日（火）	【当初】12月14日（火）～1月31日（月） ⇒ 申請期限を2月28日（月）まで延長	
問合せ先	事業復活支援金事務局 ☎ 0120-789-140	えひめ版応援金（第3弾）事務局 ☎ 089-909-9294	

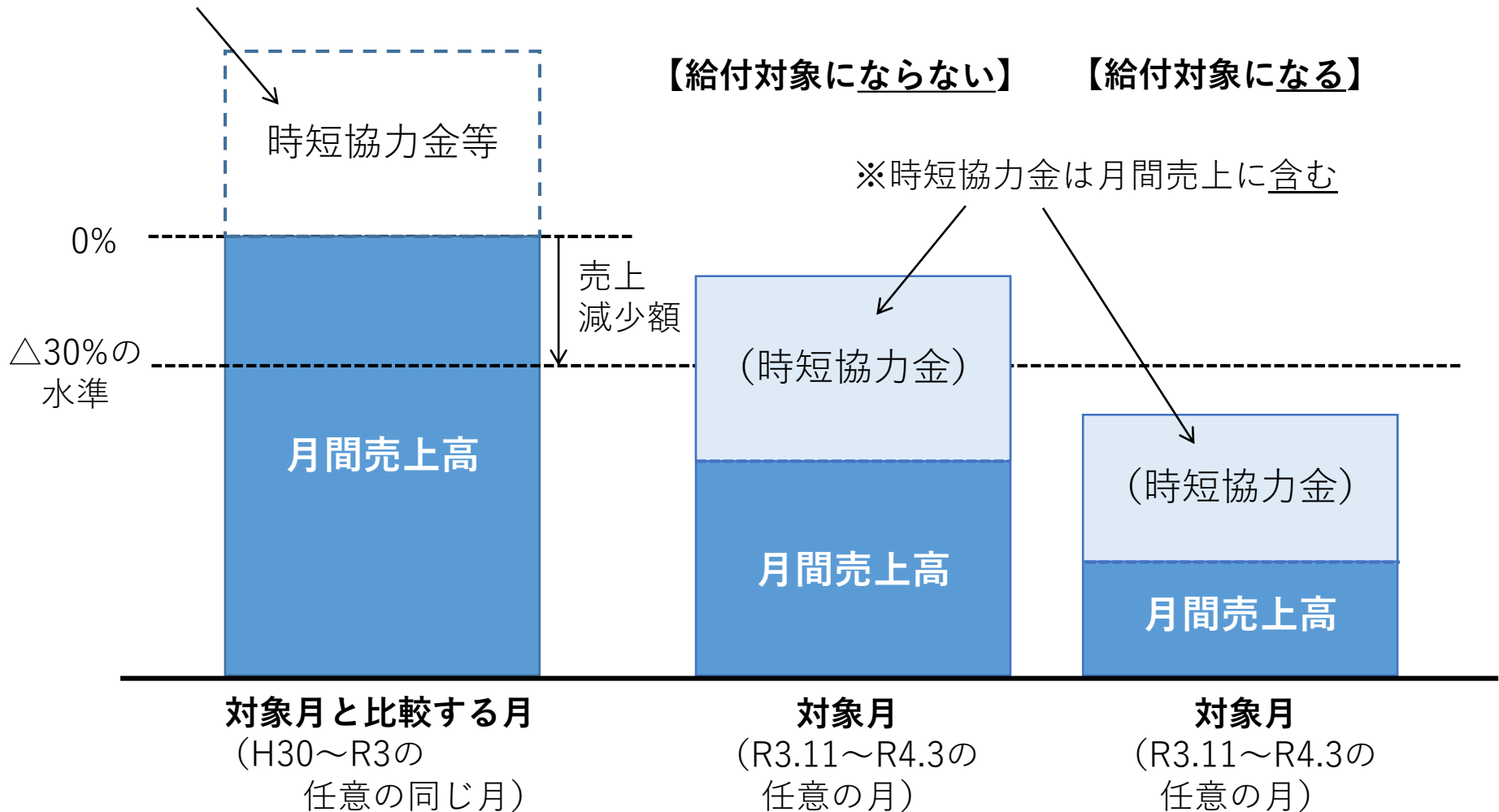
↑ 併給不可 ↑

事業復活支援金の算出方法

時短協力金が支給された場合

まん延防止等重点措置が適用され、
協力金が支給された飲食店は、
この制度の活用 に 一定の制限 が かけられます。

※時短協力金は月間売上に含まない



売上高
減少率

事業復活支援金 (申請期間：1/31～5/31)

第3弾 えひめ版 応援金

(申請期間：12/14～1/31
→ ～**2/28まで延長**)

0%

△15%

えひめ版 応援金は、売上減少率が△30%未満（事業復活支援金の対象にならない）の場合でも、連続2か月△15%以上であれば支給対象となります。

連続2か月

△15%以上

- ・ 中小事業者 10万円
- ・ 個人事業者 5万円

△30%

単月△30%～△50%

- ・ 中小事業者 60万円～150万円
- ・ 個人事業者 30万円

単月△30%以上

- ・ 中小事業者 10万円
- ・ 個人事業者 5万円

△50%

単月△50%以上

- ・ 中小事業者 100万円～250万円
- ・ 個人事業者 50万円

※事業復活支援金の金額は、支給上限額